

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	26 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和40年10月に国民年金被保険者資格を喪失しておらず、申立期間のうち、同年10月から41年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から41年5月まで

昭和39年4月から同年11月までの国民年金保険料が未納とされているが、納付期間が「昭和39年4月～昭和40年9月」と書かれた領収証書があり、未納とされていることに納付できない。39年4月から同年11月まで納付した国民年金保険料は、未納とされている40年10月から41年5月までの保険料に充当してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年12月20日に、申立期間のうち、39年4月から40年9月までの国民年金保険料を納付したことを示すA町（現在は、B町。）が発行した領収書を所持しており、当該領収書はA町が真正に作成したものと認められる。

しかしながら、申立人が20歳に達する前の昭和39年4月から同年11月までの期間については、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであるから、役場窓口で当該期間の国民年金保険料を収納しその旨を記載した領収書を発行することは法律上許容されないところである。したがって、42年12月20日に納付された1年6か月分の保険料は、39年4月以降1年6か月分の保険料ではなく、39年12月以降1年6か月分の保険料として納付されたものと解釈されるべきものである。

さらに、申立人が20歳に達する前の期間の国民年金保険料が還付された事実も認められない。

これらのことを踏まえると、申立人は、20歳に達して以降の期間の国民年金保険料を納付したものの、前記領収書には納付の対象とされるべき期間が

誤って記載されたと考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

会社を退職し、結婚後、国民年金に加入していた母親の勧めで国民年金に任意加入した。昭和 47 年 2 月から 61 年に第 3 号被保険者制度ができるまで、14 年以上にわたり国民年金保険料を怠らずに納付してきた。

その間の保険料の納付方法は、役所や銀行での納付、区役所の分任出納員の集金と種々変更しているが、3 か月といえども未納となっている期間があることには納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に昭和 47 年 2 月 25 日に任意加入し、60 歳に到達したことにより被保険者資格を喪失するまでの間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、夫の退職に伴い、第 1 号被保険者となった平成 17 年 4 月以降においては、付加保険料を含めて国民年金保険料を前納していることから見て、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間は任意加入期間であるとともに、その期間は 3 か月と短期間であり、申立期間前後の期間はすべて国民年金保険料が納付済みとなっていることから、申立人が申立期間についてのみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年4月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月から42年4月まで  
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は短大を卒業後、すぐに就職し、昭和41年3月末に退職した翌月には、結婚に伴いA町に転居している。退職後から42年4月までの国民年金保険料の納付記録が無いとされているが、私の母が国民年金の加入手続をし、保険料も納付してくれていたと思う。

また、昭和49年ごろは、私が3か月ごとに保険料をまとめて集金に来た自治会の組長に納付していたと思う。

申立期間①は国民年金に未加入である上、両申立期間の保険料が未納とされているので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和41年5月10日に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されているのが確認でき、このことは、B町役場（当時は、C町役場。）が保管する昭和41年度国民年金保険料徴収簿の申立人に係る備考欄に「41年4月1日取得、41年4月10日A転出」と記載されていることと合致しており、申立人の母親は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、申立期間①のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、B町役場が保管する申立人に係る国民年金保険料徴収簿に41年4月6日に一括徴収されていることが記録されているとともに、A町役場が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿においても同年4月から申立

期間②直前の 48 年 12 月までの国民年金保険料はすべて納付済みの記録となっていることが確認できる。

さらに、申立期間②については、当該期間において申立人は国民年金に任意加入していた期間であり、3 か月と短期間であることに加え、当該期間前後の期間の国民年金保険料はいずれも納付済みであること、及び当該期間当時、申立人が居住していた地域では、納付組織による収納が実施されていたことが確認でき、申立人の供述はおおむね信用できることなどを考慮すると、申立人が当該期間の国民年金保険料についてのみ納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間①のうち、昭和 41 年 3 月については、当該期間の国民年金保険料は過年度納付となることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年 5 月 10 日の時点では、C 町では納付することができなかったものと考えられ、申立人の母親が申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 4 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録（昭和52年8月1日）、及び資格取得日（昭和54年10月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年8月及び同年9月は8万円、同年10月から53年9月までは8万6,000円、同年10月から54年9月までは9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月1日から54年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、私が勤めていたA社の厚生年金の被保険者記録について、昭和52年8月1日から54年10月1日までの期間が空白となっていた。

給与明細書等保険料の控除を証明できるものは無いが、実父が社長だったA社（現在は、B社。社長は兄。）を途中で退職することなく、昭和48年2月7日から60年12月31日まで継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和48年2月7日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、52年8月1日に資格を喪失後、54年10月1日にA社において再度資格を取得しており、52年8月1日から54年10月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に在職していた同僚5人のうち二人は、「申立期間において、申立人は確かに申立事業所に勤務していた。仕事は、主に重機のオペレータをしており、途中で会社を退職したという記憶は無い。」と供述して

おり、当該5人の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることから、申立期間において申立人が正社員として勤務していたことが推認される。

また、申立人の雇用保険の記録によれば、申立人の資格取得日は昭和48年3月5日、離職日は55年12月12日（申立人は、その翌日に取締役就任。）であることが確認できるとともに、現在の事業主である申立人の兄とその妻の厚生年金保険の被保険者記録をみると、兄が44年4月1日に、その妻が50年7月1日に被保険者資格を取得して以降、その記録は継続している上、兄の妻は「申立人は、申立期間を含めて昭和48年から60年末まで勤務していた。」と供述していることから、申立人は当該事業所に申立期間を含めて継続して勤務していたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び兄の記録から判断すると、昭和52年8月及び同年9月は8万円、同年10月から53年9月までは8万6,000円、同年10月から54年9月までは9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年8月から54年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年4月2日、資格喪失日を42年1月1日とし、41年4月から同年9月までの標準報酬月額を1万4,000円、同年10月から同年12月までの標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月2日から42年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和41年4月から同年末まで勤務したA社B支店の記録が無いとの回答を受けた。

A社B支店で面接を受け、高校を卒業した昭和41年4月に同社に採用され、C出張所(現場事業所)に配属され、現在の夫も同じ現場で働いていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の記録によれば、事業所名は不明であるものの、申立人が申立期間において雇用保険の被保険者であったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げたA社B支店C出張所における複数の同僚は、全員がA社B支店に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票により、昭和41年4月1日に被保険者資格を取得した女性は11人であることが確認できる。同日に同支店(同支店が管轄する現場事業所及び出張所を含む。)に採用又は配属された女性従業員数は、同日に被保険者資格を取得した複数の者の供述から得られた情報から、10人程度であると認められる上、高校を卒業してすぐの同年4月に入社したと供述している女性一人、及び高校と短期大学をそれぞれ卒業してすぐの40年4月に入社したと供述している女性二人の計3人が、入社した年の4月

1日に被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、当該事業所は、入社と同時に従業員全員を厚生年金保険に加入させていたものと認められる。

さらに、申立人が名前を挙げた男性の同僚一人及び被保険者原票から名前が確認できた女性の同僚一人は、「新卒で事務職として入社した女性については、全員を社会保険に加入させていたと思う。」と供述している。

加えて、申立人が卒業したD高等学校（現在は、E高等学校。）によれば、申立人の就職先は「A社」と記録されている。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和41年4月2日にA社B支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、42年1月1日に同資格を喪失し、41年4月から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店において、昭和41年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した申立人と同年代の女性4人の記録から、同年4月から同年9月までを1万4,000円、同年10月から同年12月までを1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、資格取得届、同喪失届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定届の提出のいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年4月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録（昭和38年12月31日）、及び資格取得日に係る記録（昭和39年5月22日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和19年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和38年12月31日から39年5月22日まで

厚生年金保険の加入期間について照会をしたところ、申立期間についてA社の記録が無いとの回答をもらった。

当該事業所には昭和36年6月から39年8月まで継続して勤務しており、申立期間の前後は被保険者となっているのに、申立期間が被保険者とされていないことに納得できないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、申立人は、昭和38年12月31日にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、39年5月22日に同社において再度同資格を取得しており、申立期間における被保険者記録は確認できない。

しかしながら、申立人のA社における勤務実態について、申立人の申立期間を含む期間において同社における厚生年金保険の被保険者記録を有する同僚11人に照会したところ、回答が得られた5人のうち、不明又は明確な回答が得られなかった3人を除く二人は、ともに「申立人は継続して勤務しており、担当業務に変更は無かった。」と供述している上、申立人が、申立期間を含む勤務期間を通して申立人と同業務担当で同勤務形態であったとして名前を挙げる別の同僚（ただし、連絡先は不明。）も申立期間を含む期間に同社において

厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人が同社において、同一業務及び同一勤務形態で継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社においては、申立期間前後において厚生年金保険被保険者の資格を喪失後に再び取得した者は無く、申立人が、申立期間において国民年金に加入していたことを示す社会保険庁の記録も確認できない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料は保管されておらず不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に記録どおりの資格喪失及び資格取得の届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年12月から39年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B鉱業所における資格取得日に係る記録を昭和25年4月5日、資格喪失日に係る記録を28年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、申立期間③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事業所（現在は、D社。）における資格取得日に係る記録を昭和30年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年7月1日から21年5月1日まで  
② 昭和25年4月5日から28年10月1日まで  
③ 昭和30年3月28日から同年4月1日まで

昭和16年にA社E支店に営業職として入社し、途中、兵役に就いたり、F支店へ転勤となったこともあるが、47年にG社へ移るまで、一度も退職することなく同社で勤務した。

F支店へは、昭和25年にE支店からHさん、Iさん、Jさんともう1家族の5家族一緒に異動し、同じ社宅で過ごしており、申立期間についての厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかないので、調査してもらいたい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、D社K事業所が保管する人事記録（以下、「D社人事記録」という。）から、当該期間について、申立人がA社に継続して勤務し、昭和25年4月5日付けで同社C事業所営業課から、同社C事業所L出張所へ異動し、さらに29年6月には同社M事務所（D社人事記録では、A社N営業所。）に異動していることが確認できるものの、同事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは28年10月1日であることから、申立人が、申立期間②について同事務所で厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

しかしながら、申立人と同様に、A社M事務所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人の同僚の記録を調査したところ、102人中同事務所で新規に採用されたと思われる一人を除く101人のうち90人がA社B鉱業所において、7人が他の事業所において、資格を取得した同日まで厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上、当時の状況について供述を得られ確認できた12人全員が、同年10月1日までに同社B鉱業所において勤務したことはないと言及していることから、同社M事務所が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、便宜的に同社B鉱業所において厚生年金保険被保険者資格を取得させていたものと推認され、申立人についても、厚生年金保険被保険者として、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものとするのが相当である。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和25年1月及び28年10月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年4月から28年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③については、D社人事記録から、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、昭和30年から35年までに、申立人と同様に同社M事務所から同社C事業所に異動した同僚8人を調査したところ、全員が同社M事務所における被保険者資格喪失日と同日に同社C事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和30年4月のA社C事業所に係る社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①については、D社人事記録から、申立人は昭和16年7月8日にA社C事業所に入社していることが確認できるが、厚生年金保険に事務職が加入できるようになったのは、19年10月1日からであり、A社C事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人について「坑内」を示すような記載は無い上、申立人の妻も夫が営業職であったとしていることから、申立人は、同日以前に厚生年金保険の被保険者となることはできなかったと考えられる。

また、上記の人事記録により、申立人が昭和19年2月28日にA社O事業所へ異動していることが確認できることから、厚生年金保険制度が開始された同年10月の時点では、申立人は「外地法人に勤務する者」に該当し、厚生年金保険の被保険者となることはできなかったと推認される。

さらに、申立人の妻から提出のあった資料等から、当該事業所に勤務中であった昭和19年11月から兵役に就き、兵役解除後の20年11月にP県に戻っていることが確認できるものの、i) D社人事記録における職名は、21年4月25日から記載が開始されていること、ii) 社会保険事務所の記録から、同年5月1日に、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号が初めて払い出されたことが確認できることから、申立人が、この時点前に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、事業主により給与から厚生年金保険

料を控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格取得日は昭和17年8月1日、資格喪失日は20年8月15日と認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年8月から18年5月までは30円、同年6月から同年8月までは40円、同年9月から20年7月までは60円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年7月から20年8月15日まで

C県D高等小学校を卒業後、A社B事業所に就職し、内装工事等に従事していた。当時の上司の証言書や同僚と一緒に写った写真もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B事業所における上司や同僚として名前を挙げた者の労働者年金保険（昭和19年6月から厚生年金保険となる。以下同じ。）被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の「労働者年金保険被保険者名簿」において確認できること、及び当時の上司や同僚の供述並びに同僚等と一緒に写った写真などから判断すると、期間の特定はできないものの申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

申立期間のうち、昭和17年8月1日から20年8月15日までの期間は、前出の被保険者名簿において、申立人と同一生年月日でかつ同性であるが氏名の一部が異なる「E」（申立人の氏名は「F」。昭和17年8月1日に資格を取得、20年8月15日に資格を喪失）が確認できるとともに、当時の上司及び同僚から「『F』は知っているが『E』は知らない。」「所属していた班に申立人はおり、班員については、分け隔てなく、厚生年金保険に加入させていたはずである。」との供述が得られる上、申立人が事業所内の青年学校で同期であったとする同僚二人の「労働者年金保険ノ記号番號」の間に「E」が付番さ

れ、17年8月1日に資格を取得していることなどの事情を勘案すると、「労働者年金保険被保険者名簿」に記載のある「E」は「F」を誤記したものと考えるのが自然である。

さらに、社会保険事務所における調査において、「E」の記録は申立人の記録である可能性があるため確認を行ったところ、厚生年金保険の記録は65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、「E」の記録は、申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年8月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る「労働者年金保険被保険者名簿」の申立人の記録から、昭和17年8月から18年5月までは30円、同年6月から同年8月までは40円、同年9月から20年7月までは60円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和17年7月については、申立人の勤務期間に関する記憶が明確でなく、当時の上司や同僚に聴取しても「一緒に勤務していたことは憶<sup>おぼ</sup>えているが、何時から一緒に勤務していたことまでは分からない。」との供述しか得られない上、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を申立人は所持しておらず、このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、昭和17年7月について申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和35年5月15日、資格喪失日に係る記録を同年8月1日とし、申立期間に係る標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月15日から同年8月1日まで

昭和35年3月にA社に入社したが、入社後間もなく同社本社から同社B支社へ転勤し、その後、3か月ほどで同社C支社創設のために同支社に転勤した。

定年退職時に人事担当者から申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いと言われたが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した申立人に係るA社が作成した在籍履歴・賃金簿の記録、永年勤続35年表彰状及び当該事業所からの申立人の主張に係る回答により、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務（昭和35年5月15日にA社本社から同社B支社に異動、さらに、同年8月1日に同社C支社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社本社における申立人の入社時（昭和35年3月）の1万円との標準報酬月額の記録、及び申立人と同時入社の同年代の者の標準報酬月額推移から判断して、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は、当時の資料が保管されておらず不明としているが、仮に、事業主より申立人に係る被保険者資格の取得届が提出されていた場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、そのいずれの機会において、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年3月1日、資格喪失日に係る記録を同年11月16日とし、当該期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月1日から23年8月1日まで  
② 昭和23年8月1日から27年6月1日まで  
③ 昭和32年3月1日から同年11月ごろまで

申立期間①については、昭和22年6月からB農業協同組合に名称が変わる23年8月1日までC農業会に勤務していたので、その期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、B農業協同組合に勤務していた期間に係る脱退手当金を受給したとされているが、私には、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間③については、私は入社試験に合格し、A社が設立された昭和31年7月ごろから同社が倒産するまで事務所の職員として勤務していたので、同社が厚生年金保険の適用事業所となった32年3月1日から同社が倒産した同年11月までの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金

保険資格喪失日から約1年3か月後の昭和28年8月27日に支給されたこととなっている上、B農業協同組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下、「被保険者名簿」という。）に記載されている女性被保険者のうち、同事業所を最終事業所として脱退手当金を受給している記録が確認できる者は、19人中4人と少なく、事業主が代理請求していたとは考え難い。

また、申立人の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の氏名は、旧姓のままで変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和27年1月29日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い上、支給されたとする額は、法定支給額と375円相違しているが、その理由は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間③については、申立人が名前を挙げる同僚の供述及び業務内容に関する申立人の供述から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記録を確認することができないものの、申立人と同様に当該事業所の採用試験に合格し、申立人と同じ場所で勤務していたと申立人が説明する4人については、いずれも同被保険者名簿での記録が確認できる。

さらに、申立人と一緒に同一事務所で勤務していた同僚は、「事務所で勤務していた女性社員は申立人を含め5人であり、5人は同じ採用試験に合格し、5人とも一緒に入社し、担当業務は違うものの、同じ正社員として同様の事務職に従事していたわけであるから、当然申立人も一緒に厚生年金保険の被保険者となっていたはずである。また、私の厚生年金保険被保険者期間は昭和32年10月までであるが、私より前に申立人が退職したとの記憶は無い。」と供述している上、事務所以外に勤務していた同僚二人も、「申立人とは、A社ができたときに一緒に入社し、申立人は事務所で勤務していたが同じ正社員であり、申立人は同社が倒産した時点まで勤務していたと思う。」と述べている。

なお、同被保険者名簿により、「申立人は同社が倒産した時点まで勤務していたと思う。」と述べている同僚二人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和32年11月16日と確認できる上、同日に10人の従業員が同時に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、申立人も同日に資格喪失したものと認められる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は昭和32年3月から同年10月までの厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記4人の同僚に係る社会保険事務所の記録から3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録によれば当該事業所は既に適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡しているものの、同事業所に係る被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理をしないことは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年3月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①については、社会保険事務所が保管するC農業会の被保険者名簿に記録が確認できる同僚二人の供述により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がC農業会に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

また、当該事業所は、昭和22年12月15日に関係法律が廃止されたことに伴い、事業所は解散している上、C農業会の事業を継承しているD農業協同組合は、「当時の人事記録等は無く、当時の事情を知る職員もいない。」と回答しており、供述が得られた同僚からも厚生年金保険の適用に関する情報は得られず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録（昭和43年7月8日）、及び資格取得日に係る記録（昭和47年2月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和43年8月から44年9月までは3万9,000円、同年10月から45年9月までは4万5,000円、同年10月から46年7月までは4万8,000円、同年8月から47年1月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月8日から47年2月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間における被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和43年7月1日から62年3月27日まで継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、申立人は、昭和43年7月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した後、同年7月8日に被保険者資格を喪失し、47年2月15日に同事業所において被保険者資格を再取得しており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

しかしながら、申立人と同様に、昭和43年7月1日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚二人は、「申立人は、申立期間当時、勤務形態及び業務内容等に変更は無く、工事従事者として途中退職することなく継続して勤務していた。」と供述しており、これら同僚二人の同事業所における厚生年金保険被保険者記録は、申立期間を含め継続していることが確認で



きる。

また、申立人が当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を再取得したとされる昭和47年2月15日に被保険者資格を取得している同僚3人に聴取したところ、いずれも、「私が入社した時に、申立人は既に工事担当として勤務しており、同社には4、5年前から勤務していたと記憶している。」と供述しており、このうち二人は、「私が入社した時は3人で編成した班に所属し工事に従事していたが、申立人はその班長として班員の指導に当たっていた。」と供述している。

さらに、申立人の雇用保険被保険者記録によれば、申立人は、当該事業所において、申立期間の一部を含む昭和45年6月16日から62年3月26日まで継続して勤務していたことが確認できる。

このほか、申立期間当時の申立人の同僚二人は、当該事業所における従業員数は二十数人であったと供述しているのに対し、同事業所の厚生年金保険被保険者名簿で確認できる被保険者数は25人であることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和43年7月の社会保険事務所の記録及び申立人の同僚の記録から、43年8月から44年9月までは3万9,000円、同年10月から45年9月までは4万5,000円、同年10月から46年7月までは4万8,000円、同年8月から47年1月までは5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため明らかでないが、事業主による資格喪失・取得届、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定など、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格得喪に係る届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年8月から47年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は平成3年3月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、18万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年11月30日から3年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であり、給与から社会保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成2年11月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、申立人の雇用保険被保険者記録から、申立人は、3年3月30日に離職するまで同事業所に継続して勤務していることが認められる上（厚生年金保険被保険者資格の喪失日は離職日の翌日）、申立人が提出した同事業所における給与支払明細書及び「平成3年分給与所得の源泉徴収票」から判断すると、申立人は、申立期間のうち、2年11月から3年2月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、申立人を含む同僚28人の資格喪失日が当該事業所の適用事業所に該当しなくなった日において平成3年4月12日に遡<sup>そ</sup>及して処理され、かつ適用事業所でなくなった日後の同年1月4日に取得した者の記録が前述の遡<sup>そ</sup>及処理日と同日に取消処理がなされており、当該処理前の記録から、2年11月30日においては、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、

当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成2年11月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人が所持する給与明細書及び「平成3年分給与所得の源泉徴収票」並びに雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日から、3年3月31日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出したA社における給与支払明細書及び「平成3年分給与所得の源泉徴収票」から、18万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの期間、同年10月から46年11月までの期間、47年5月から同年7月までの期間、49年5月、同年8月から50年2月までの期間、同年7月、同年9月及び同年10月、53年6月から同年9月までの期間並びに平成元年2月から6年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年3月まで  
② 昭和44年10月から46年11月まで  
③ 昭和47年5月から同年7月まで  
④ 昭和49年5月  
⑤ 昭和49年8月から50年2月まで  
⑥ 昭和50年7月  
⑦ 昭和50年9月及び同年10月  
⑧ 昭和53年6月から同年9月まで  
⑨ 平成元年2月から6年12月まで

申立期間①から⑧に係る国民年金保険料の納付については、集金人が父母の分と一緒に集金に来ており、両親が間違いなく納付しているはずである。申立期間⑨については、A区役所において私が納付書により納付した。当該期間すべてについて未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の①から⑧については、申立人は、申立人の両親が申立人に係る国民年金保険料の納付を行っていたはずであると主張しているが、両親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父親は既に死亡しており、申立人の母親に保険料の納付状況等について聴取しても、その記憶が明確でないこと

から、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録により、昭和 42 年 12 月から 43 年 3 月までの期間及び同年 9 月から同年 12 月までの期間は、申立人が厚生年金保険に加入しており、当該期間において国民年金と重複して加入していたとの理由から、平成 19 年 5 月 30 日に申立人に対して国民年金保険料の還付が行われていることが確認できることから、当該期間については、申立人の両親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを確認できるが、これ以降の厚生年金保険の加入期間について、国民年金保険料が還付されたことを示す記録は無いことから判断すると、申立人の両親は、当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していなかったものとするのが自然である。

2 申立期間⑨については、約 6 年と比較的長期にわたっている上、申立人は申立人の両親から国民年金手帳を預かった記憶は無いとしており、申立人自身も、当時居住していた A 区において国民年金への加入を行ったこと、及び国民年金手帳の交付を受けたことに関する記憶が明確でなく、昭和 42 年 10 月に B 市において払い出された国民年金手帳記号番号のほかに、A 区において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間について申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 このほか、申立人には、申立期間以外にも断続的に国民年金保険料を納付していない期間が複数存在している。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 63 年 3 月まで

社会保険事務所で国民年金の納付記録を確認したところ、昭和 60 年 10 月から 63 年 3 月までが未納となっていた。国民年金については「保険料を納めないといけない。」と親から言われていたため、会社を退職した直後の 60 年 10 月に、A 市 B 区役所において国民年金の加入手続を行い、毎月、保険料を納めてきた。

また、厚生年金保険から国民年金に切り替えた平成 15 年 12 月及び 17 年 11 月に A 市 B 区役所で未納となっている期間はないか確認したところ、未納は無いとの回答だった。以前、未納が無いと言われたのに、現在未納となっていることに納得がいかないので、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した直後の昭和 60 年 10 月に A 市 B 区役所で国民年金への加入手続を行い、毎月、同区役所で保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、63 年 1 月ごろに A 市 B 区役所で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳に付されている記号は、現在、A 市 B 区を管轄する社会保険事務所から払い出されたことを示すものであるものの、同事務所に照会した結果では、昭和 60 年 10 月の時点では事務所は存在しないとの回答（同事務所が設置されたのは、昭和 62 年 4 月。）であり、60 年 10 月の時点において、A 市 B 区役所において国民年金への加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認で

きる昭和 63 年 1 月の時点においては、申立期間に係る国民年金保険料は、過年度納付及び現年度納付により納付する以外に方法は無いと考えられるが、申立人からは、申立期間の保険料を過年度納付及び現年度納付により、さかのぼって納付したとの申立ても無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 60 年 6 月までの期間、61 年 4 月から同年 6 月までの期間、平成 6 年 7 月及び 10 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から 60 年 6 月まで  
② 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで  
③ 平成 6 年 7 月  
④ 平成 10 年 3 月

申立期間①については、昭和 59 年 1 月から 60 年 6 月までの 18 か月分の国民年金保険料を社会保険事務所で納付した。納付した金額は、約 10 万円で、保険料の収納は、職員の A 氏か B 課長のどちらかが行ってくれた。

また、申立期間②については、国民年金保険料の納付日を明確に特定できないが、納付したのは間違いなく、申立期間③及び④については、銀行口座からの引落としにより納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付したのは、間違いないので納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 60 年 6 月に保険料納付について社会保険事務所で年金の相談に応じた職員（現在は、退職。）に国民年金保険料として約 10 万円を渡したとしているものの、元職員に聴取しても申立内容に関する記憶は無いとしており、申立内容を裏付けるまでの供述は得られない。

また、申立期間②については、国民年金保険料の納付時期や納付したとする保険料額に関する申立人の記憶は明確ではない。

さらに、申立人は、昭和 60 年 6 月に申立期間①の 18 か月分に及ぶ保険料を過年度納付により一括して納付し、申立期間②については、3 か月分の



保険料を現年度納付により納付したと主張しているものの、申立人から提出された国民年金納付書・領収書により、申立人は、当該期間前である 56 年 7 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料を 10 回に分けて過年度納付していることが確認できるとともに、平成 3 年 4 月に銀行口座引落としによる国民年金保険料が認められるまでの申立期間①及び②以降の 6 年間は、過年度納付による納付が常態化していることが認められることから、申立期間①及び②についてのみ、一括して保険料を納付したとする納付方法に係る申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人は、申立期間①及び②を除くほとんどの期間について、国民年金保険料領収書を保管しているのにもかかわらず、申立期間に係る領収書のみを保管していない。

- 2 また、申立期間③及び④については、申立人は、銀行口座引落としにより納付したと主張しているものの、提出された銀行預金通帳により、預金の残高不足により当該期間の国民年金保険料が引き落とされなかったことが確認できるとともに、申立人において、銀行口座から引き落としができなかった保険料について、その後納付したとの主張も無く、ほかに当該期間に係る保険料を納付していたことがうかがわせる事情も見当たらない。
- 3 このほか、いずれの申立期間についても、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から58年12月までの期間、60年6月から62年3月までの期間、平成6年2月から7年3月までの期間並びに8年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月から54年4月まで  
② 昭和54年5月から58年12月まで  
③ 昭和60年6月から62年3月まで  
④ 平成6年2月から7年3月まで  
⑤ 平成8年4月及び同年5月

昭和36年4月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納めてきた。

結婚は、昭和39年で、当時夫は厚生年金保険に加入していたが、53年12月からは夫も国民年金に加入し、私が夫婦二人分の保険料を一緒に銀行か郵便局で納めていた。

集金での納付や市役所又は社会保険事務所においてまとめて納めたことはなく、毎月定期的に納めており、夫の分だけ納めるということはない。

自分の分だけ保険料が未納となっているのに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失後、夫の国民年金加入に併せて、夫の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料も定期的に納付してきていると主張しているものの、申立期間は、合わせて99か月にも及び、申立期間以外にも未納期間及び未加入期間が多数認められる上、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤のいずれの期間についても、国民年金保険料を納付したとの記憶があるというほかに、納付したとする国民年金保険料の金額、納付方法、納付場所等についての具体的な記憶は無いと供述しており、申立期間に係る具体的な国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①については、申立人の夫の国民年金手帳記号番号が昭和

53年12月に同人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の55年6月に払い出されていることが確認でき、この時点までは、申立人の夫は、国民年金に未加入であったと推認される上、申立人については、53年10月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に国民年金への任意加入手続を行っておらず、さらに申立人の夫が離職した時点以降においては、強制加入被保険者とされるところ、国民年金への切替手続を行わなかった結果、55年6月の時点で、その夫については厚生年金保険被保険者資格喪失時点にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したものの、申立人については未加入期間のままとされていたことから、申立期間①に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、申立人夫婦について、国民年金保険料の納付日が確認できる平成7年4月から8年5月までの期間のうち、夫婦二人が同一日に納付しているのは7年7月から8年1月までの7か月のみであり、申立人が夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付していたとの主張とは合致せず、申立人夫婦が国民年金保険料を同一方法により、納付していたものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

昭和 55 年 6 月に、妻が私の国民年金の加入手続をし、加入時にさかのぼって支払うことが可能な期間についての国民年金保険料をすべて納めている。

結婚は、昭和 39 年で、当時私は厚生年金保険に加入していたが、国民年金に加入してからは、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に銀行か郵便局で納付してきた。

加入時を除き、集金の方法や市役所又は社会保険事務所においてまとめて納めたことは無く、申立期間が未納とされているのに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の昭和 55 年 6 月に国民年金に加入し、申立人の妻が加入手続をした時点において未納であった期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳の記載により、申立期間直前の 53 年 12 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料は、加入 8 か月後の 56 年 2 月に一括して納付されているのが確認できるとともに、当該時点においては、申立期間の国民年金保険料はすべて過年度納付により納付することが可能であったと考えられる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻に係る社会保険庁の国民年金保険料納付記録において、申立期間を含む前後の期間は未加入又は未納の記録とされているほか、これ以外にも未納期間及び未加入期間が多数認められる上、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を納付したとの記憶があるというほかに、納付したとする国民年金保険料の金額、納付方法及び納付場所等についての具体的な記憶は無いと供述

しており、申立期間に係る具体的な国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 51 年 3 月まで

昭和 44 年 4 月に結婚を契機に退職し、しばらくたって、母から国民年金を納めていると聞かされた。私が勤務していた会社は、実家の近くにあり、当時の社長が、私の母親に「年金は老後の頼りになるから、納めてやっておきなさい。」と言われたので加入させたと聞いている。

その後、母親から保険料を自分で納めるように言われ、市役所に電話し、私の夫の保険料も一緒に納付したいと申し出たところ、今なら、夫は保険料を 25 年以上納めることができると言われ、夫婦一緒に口座振替の手続を行っている。

母親から当時の領収書を受け取っていたが、10 年前に家を新築した時に処分してしまったが、母親は、私の誕生日を間違えることがあったことを憶えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 51 年 6 月 30 日に申立人の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることが確認でき、このことは、A 市役所が保有する申立人に係るシステム（電磁記録）上の国民年金納付記録とも一致する。

また、当該国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料となることから、A 市役所においては収納することができなかつたものと考えられるとともに、申立人において、当該時期及びその後の特例納付の実施時期において一括して保険料を納付したとの主張は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事

情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、申立人自身は、国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母親も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明であり、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 36 年 4 月当時、実母が私の国民年金の加入手続をし、その後、毎月、A市の職員が集金に来ていたので、国民年金保険料を納めたと実母から聞いている。

私の国民年金保険料は、昭和 40 年 3 月までは実母が納めてくれ、その後の 41 年 4 月からは自分で納め、実母からは「国民年金保険料を納めていれば、後で、あなたが助かるから。」との話も聞いており、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 1 月 31 日に払い出されたことが確認でき、当該国民年金手帳記号番号の払出時期においては、申立期間の大部分（昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人から、その後に行われた特例納付の実施時期に一括して保険料を納付したとの主張も無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の母親が、申立期間当初の昭和 36 年 4 月から集金人である A 市職員に国民年金保険料を納めていたと供述しているものの、A 市において、集金嘱託員（集金人）制度が始まったのは 38 年 5 月からであることが確認され、申立人の供述とは一致しない。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与してお



らず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたとする申立人の母親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月から50年3月まで

平成19年8月28日に社会保険事務所から申立期間について国民年金に加入した記録はないとの回答をもらったが、父から父母の分と一緒に私の分の国民年金保険料も毎月来っていた隣組の集金人に現金で支払っていたと聞かされてきたので、国民年金に未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間直前の昭和48年9月に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、申立期間直後の50年4月に同資格を再取得しているものの、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事実を確認することができないことから、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていなかったものと考えられる。

また、申立人の父親は申立期間前の昭和46年4月に国民年金の受給権を得たことにより被保険者資格を喪失しており、申立期間において、父親自身の国民年金保険料を納付しておらず、申立人の母親も申立期間中の49年2月に60歳到達により被保険者資格を喪失した後は、母親自身の国民年金保険料を納付していないことから、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を父親が父母の分と一緒に納付していたという申立内容は不自然である。

さらに、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、平成 19 年 8 月に夫の定年退職を契機に社会保険事務所に出勤し私自身の年金記録を調べたところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。

私は、昭和 50 年 3 月に短大を卒業した後は商売をしていた実家の手伝いをする事になり、同年 4 月に国民年金に加入した。当時は、私の母が、父と私の分も合わせた 3 人分の保険料と一緒に、国民年金保険料の集金に来ていた持ち回りの隣組の組長さんに支払っていたと言っていたので、申立期間について納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金加入手続は昭和 52 年 6 月 21 日に行われていることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号は、当時同居していた兄と連番で同月に払い出されており、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は過年度納付及び特例納付以外の方法では国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人の母親が、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を申立人の両親の分と一緒に国民年金保険料の集金に来ていた隣組長に支払っていたとする申立内容は不自然である。

また、社会保険庁のオンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の両親は申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出された同居の兄は申立期間に係る国民年金保

険料は未納とされていることが確認できる上、申立人及び申立人の兄に対して申立期間に係る国民年金保険料の過年度納付書が昭和 52 年に発行されていることが確認できるものの、当該過年度分の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私は、申立期間当時、A市の実家に居住しており、自宅裏のお寺の住職が国民年金保険料の集金に来ていたので、私の母が、私の兄、姉の分と一緒に私の分もまとめて支払っていた。母は国民年金保険料を支払った時に印紙のようなものを渡されていたが、そのまま袋に入れていて、その印紙のようなものは失くしてしまった。

私は、昭和38年4月に結婚と同時にA市からB市に転居したが、国民年金加入当時からA市に居住していた期間は国民年金保険料を納付していたはずである。

二、三年前にA市役所に国民年金保険料の納付記録を確認した時に、あなたの国民年金台帳は無いと言われ疑問に思っていたところ、平成19年7月に、社会保険事務所からも申立期間の国民年金保険料の納付事実は確認できなかったとの回答を受けたが、この回答には納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

C市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録により、申立人は昭和35年10月1日に強制加入被保険者資格を取得し、37年4月に同資格を喪失しており、38年3月までは国民年金に未加入の期間として取り扱われていることが確認でき、申立期間については、申立人は国民年金の強制加入被保険者であり、未加入期間として取り扱われていることは不自然であるものの、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、社会保険庁の特殊台帳により、申立人の母親が申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする姉は、昭和55年6月に、申立期間を含む37

年4月から53年3月までの国民年金保険料を特例納付していることが確認でき、特例納付を行う前は、申立人の姉も申立期間に係る国民年金保険料は未納であったと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から50年12月まで

私が就職した勤務先が次々と倒産して、厚生年金保険に思うように加入できない状況であったため、年金受給に関して社会保険事務所に相談に行き、調査してもらったところ、申立期間の国民年金保険料が未納であり驚いた。

当時、私は学生であり20歳になった時から、母親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付しているはずで、未納とされることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きをし、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親の記憶も明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に係る社会保険事務所の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和52年10月ごろに払い出されていることが推認され、この時点では、申立期間のうち、48年5月から50年6月までの国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳から、昭和53年3月17日に、申立期間直後の51年1月から53年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、この時点においては、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつたために、未納のままとされたものと考え

えるのが自然である。

加えて、申立人又は申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から43年12月までの期間、44年3月から同年7月までの期間、同年11月から47年10月までの期間、48年1月から50年3月までの期間及び同年7月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から43年12月まで  
② 昭和44年3月から同年7月まで  
③ 昭和44年11月から47年10月まで  
④ 昭和48年1月から50年3月まで  
⑤ 昭和50年7月から51年12月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間における保険料が未納となっていることが判明した。国民年金保険料の特例納付に関する通知があり、すべての未納期間に係る国民年金保険料を一括して納付したことを憶<sup>おぼ</sup>えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付したと主張しているものの、申立人の記憶は明確でなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、当時未納であった申立期間①、②、③、④及び⑤に係るすべての国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金保険料領収済通知書によれば、第3回目の特例納付の実施期間の終了日のわずか4日前である昭和55年6月26日に、申立人が36年4月から39年3月までの36か月分の国民年金保険料を5枚の納付書で納付していることが確認できるとともに、このことは、社会保険事務所が保管する申

立人の国民年金被保険者台帳の記載内容とも一致しており、申立期間に係る国民年金保険料が特例納付により納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から3年3月まで

社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、平成3年5月に結婚し、A県B市役所で届出した際、過去の国民年金保険料を2年間さかのぼって納付することができることを聞き、後日2年間分の国民年金保険料を一括納付し、領収書を受領した。

この時の国民年金保険料が未納とされていることに納得ができないので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金保険料の納付に関する記憶が明確ではなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、平成3年6月に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括納付したと申し立てているが、社会保険事務所の記録によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、同年10月11日以降に払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金保険料を納付したとする時点では、申立人は国民年金に加入しておらず、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、A県B市役所において申立期間の国民年金保険料を一括して納付し、24枚の当該保険料に係る領収書の交付を受けたと主張しているものの、社会保険事務所及びA県B市役所に対する調査結果から、過年度に係る国民年金保険料は、市役所において収納することはなかったことが確認できる上、連続した期間に係る国民年金保険料を収納するために、月ごとに領収

書を発行することは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から平成元年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から平成元年 7 月まで

社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、昭和 57 年当時、自営業を始めるに当たって、銀行から融資を受けていたことに加え、退職金があり、自営業の開店資金を払っても、国民年金保険料を支払う余裕はあり、保険料は、夫の分と合わせて銀行で納めたと記憶している。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料の納付に関する申立人の記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳及びA市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は昭和 57 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に国民年金への種別変更手続を行っていないことが確認でき、申立期間において申立人は国民年金に加入しておらず、この結果、申立期間に係る国民年金保険料も納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立人の夫の分と合わせて申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てているものの、社会保険事務所の記録から、夫の国民年金保険料は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から 62 年 3 月までの期間及び 63 年 4 月から同年 6 月までの期間が未納であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 49 年 3 月まで  
社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が法定免除とされていたが、国民年金保険料の免除申請を行ったことはなく、夫の国民年金保険料と一緒に A 町役場で納付していた。  
調査の上、納付記録の訂正をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関する申立人の記憶が明確でないことから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及び A 役場が保管する被保険者名簿には、申立人について、申立期間が国民年金保険料の納付が必要とされていない法定免除期間として記録されている上、当時、申立人の夫も申立人と同様に国民年金保険料が法定免除とされていることが確認でき、申立人が夫の分の国民年金保険料と一緒に保険料を納付していたとの申立内容とは相違している。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年ごろから53年ごろまでの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年ごろから53年ごろまで  
社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。当時はA市に居住しており、近所の友人から国民年金の加入を勧められたことから、国民年金に加入した。国民年金保険料は集金か郵便局を通じて納付していた。調査の上、納付記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関する申立人の記憶は明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、社会保険事務所の記録によれば、昭和57年1月25日にB市において国民年金に加入していることが確認できるものの、当時、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることにより、任意加入被保険者であったことから、申立期間にさかのぼって被保険者資格を取得することができず、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金保険料を納付した月額を記憶していると主張しているが、昭和50年度、51年度、52年度、及び53年度の国民年金保険料の月額は、申立人が主張する国民年金保険料とは大きく異なっている。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見出せない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 55 年 9 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 55 年 9 月まで

申立期間について、厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、隣組を通じて国民年金保険料も納付していた。社会保険事務所からは、この期間の国民年金保険料は還付したと説明を受けたが、私は還付を受けた記憶が無いし、銀行の通帳記録を見ても還付された記録が無いので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び申立人に係る特殊台帳の記録により、申立人が主張するとおり、申立人は昭和 54 年 1 月から 55 年 9 月までの期間について、厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

しかしながら、申立人に係る特殊台帳の昭和 53 年度の欄には「還付 54. 1 ～55. 9 まで (56. 1)」と還付金額が記載されており、昭和 56 年 1 月に申立期間に係る国民年金保険料の還付が決議されたことが確認でき、特殊台帳に記載された還付額は当時の保険料額と一致しているなど、記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対して保険料が還付されたことを疑わせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人が所持する銀行通帳の出入金記録に入金の記録が無いことを、還付を受けていないことを証明するものと主張しているものの、社会保険事務所では、当時、過誤納された保険料を還付するには銀行振込みのほか、郵便局への送金や現金により行っていたことから、銀行振込み以外の方法で還付された可能性も否定できないと回答している上、申立人から聴取しても還付を受けた記憶が無いという供述のほか、国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月ごろから 46 年 1 月ごろまで  
(A社)  
② 昭和 48 年 5 月から 49 年 11 月ごろまで  
(B社)

私は、昭和 45 年 10 月ごろから 46 年 1 月ごろまで A 社（昭和 61 年 3 月に C 社の関連会社となり、人事部門は、同社が管理している。）に、48 年 5 月から 49 年 11 月ごろまで B 社に勤務していたと記憶しているが、これらの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、この 2 社に勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

なお、申立期間当時、私は両社に勤務しながら、自営業を営み、国民年金を納めていた。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当時の同僚の供述から判断すると、申立人が勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において、申立期間における健康保険の整理番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

また、A 社は昭和 61 年 3 月に C 社に合併買収されており、C 社では、以前の A 社に係る給与関係資料は全く残っていないとしている上、当時の事業主の存否も不明であることから、当時の人事記録による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

2 申立期間②については、申立人の雇用保険被保険者記録により、申立期間の一部において申立人がB社に勤務していたことが確認できるほか、同社の従業員の供述から判断すると、申立期間②においては、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において、申立期間における健康保険の整理番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。

また、B社は、当時の記録が無いため、申立期間当時における厚生年金保険の適用状況は不明としていることから、当時の人事記録による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

3 加えて、申立人は両期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間を含む昭和41年4月から47年4月までの期間及び同年12月から49年12月までの期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 4 月から 41 年 6 月まで、A市B区にあったC社に勤めたが、厚生年金保険被保険者記録を照会すると記録が無いとの回答であった。

事業主より雇用証明書を出してもらったので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社の作成名義の雇用証明書、元事業主及び元上司の供述から判断すると、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、当時の事業主は死亡している上、申立人の雇用証明書を作成した元事業主への照会結果においても、「申立人が勤務していたことは記憶しており、従業員はすべて社会保険に加入させていたと思うが、事務は父が行っており、直接事務には関与していない。申立人に係る関係資料等はすべて廃棄していることから、当時の厚生年金保険の適用に関する詳細については不明である。」と供述している上、申立人が名前を挙げ、供述を得られた同僚二人からも申立人についての厚生年金保険の適用状況については分からないとの供述しか得られないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚

生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 774

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで  
(A社)  
② 昭和 47 年 3 月 1 日から 48 年 10 月 1 日まで  
(B社)  
③ 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで  
(C社)  
④ 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 3 月 1 日まで  
(D社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、E社を辞めた直後から勤め始めたA社、B社、D社で勤務した際の記録が無く、C社については勤務時期が異なり、A社で働いていない期間について、同社での厚生年金保険被保険者期間となっていることが分かった。

また、昭和 50 年にA社に勤務するまでの間、働いていない期間は無く、厚生年金保険に加入していない期間があるのは納得できない。

これらの会社に勤務したのは事実であるので、申立期間を、申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の母親（A社の事業主は、申立人の父親。母親は経理事務を担当。）の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がE社を退職後、すぐにA社で勤務を始めた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が同社での厚生年金保険被保険者資格を初めて取得したのは昭和 47 年 11 月 1 日と記録されており、申立期間①において、

申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当時の経理担当者である申立人の母親は、「申立期間①において、申立人を厚生年金保険に加入させていた。」と供述しているものの、当時の資料は既に処分していることから、人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人の弟は、自身の勤務について「昭和 49 年 1 月から A 社で勤務した。」と供述しているが、弟が A 社での厚生年金保険被保険者資格を取得しているのは昭和 49 年 7 月 2 日であることから、当時、同社では入社と同時に一律に厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった可能性がうかがえる。

- 2 申立期間②について、事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によると、申立期間②のうち昭和 47 年 6 月 15 日から同年 10 月 15 日までの期間については、申立てに係る B 社（所在地は、F 県。）とは異なる G 市に所在する C 社での厚生年金保険被保険者期間が確認できる。

さらに、事業主は、「申立人が B 社に在籍していたことは確かだが、資料等が無いため、勤務期間については不明である。当時のことは分からないが、現在は、現場採用者については、経歴次第では最大 3 か月の試用期間を設けている。」旨を回答している。

加えて、B 社において二つの期間の厚生年金保険被保険者記録を有する同僚二人が「自分は B 社に入社して以降一度も退職することなく継続して勤務していた。」旨を供述していること、及び「前の会社を退職してからすぐに B 社に入社した。」と供述している同僚二人（一人は前記同僚と重複）の B 社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が前事業所における被保険者資格喪失日から、それぞれ 2 か月後、7 か月後となっていることなどから判断すると、事業主は従業員全員について、厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった可能性がうかがえる。

- 3 申立期間③について、社会保険事務所が保管する C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和 47 年 6 月 15 日に被保険者資格を取得、同年 10 月 15 日に同喪失と記録されており、社会保険事務所が保



管する厚生年金保険記号番号払出簿においても、申立人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を同年6月15日に取得していることが確認できる。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録がある同僚の一人は、「申立人は、1年間は勤務していた。自分の息子が昭和46年11月に生まれる前に、そのころ一緒に働いていた申立人の家に遊びに行った記憶がある。」と供述しており、当該供述内容は、社会保険事務所の記録と合致し、申立人は、申立期間③において、同社に勤務していないことがうかがえる。

- 4 申立期間④について、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和50年8月1日とされている上、被保険者名簿に記録がある同僚の一人は、「会社が厚生年金保険に加入する以前の期間については、従業員は、事実上一体であったB社で厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

一方、昭和50年8月前からD社に在籍していたと供述している同僚は、「申立人がB社を退職し、別の会社に勤務した後、D社に入社してきた憶えは無い。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務実態を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するD社が適用事業所とされる前から適用事業所であったB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間④における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間④における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、申立期間④においては、申立人は、A社の厚生年金保険被保険者期間とされている。

- 5 加えて、公共職業安定所の記録によれば、すべての申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、申立人が名前を挙げる同僚及び申立てに係る各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から名前が確認できる多数の同僚からも、上記以外には、各申立期間当時の厚生年金保険の適用に関する情報についての有力な供述は得られない。

このほか、申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 6 月 4 日から 22 年 6 月 30 日まで  
(A社)  
② 昭和 22 年 7 月 1 日から同年 8 月 14 日まで  
(B社C支社)  
③ 昭和 22 年 8 月 15 日から 23 年 1 月 31 日まで  
(D社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社、B社C支社及びD社で勤務していた期間に係る加入記録が確認できなかった。厚生年金保険料は確かに控除されていたと思う。当時書類は事業所で保管しており、個人では所有していない。

また、当時、自分は管理職で、事業所の給料の支払関係の確認もしており、社会保険に加入していたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、時期は申立期間①とは異なるが、申立人が名前を挙げた同僚のA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できること、及び申立期間①において当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者記録を有する同僚が申立人の勤務事実を供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立期間①において、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いこと

から、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人が、申立期間①において一緒に働いたとして名前を挙げた同僚の申立期間①における厚生年金保険被保険者記録は、他の事業所分を含めて確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も確認できないことから、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認できた同僚は、「申立人はB社に所属しており、自分たちのように施設で採用されたのではなく、会社の命令があればまた別のところに行く方だと思っていた。申立人が名前を挙げた同僚もB社に所属していたと思う。」との供述が得られているものの、後述4のとおり、申立期間①において、申立人のB社本社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

2 申立期間②について、社会保険事務所の記録によれば、申立てに係るB社C支社（所在地は、E市。）は、厚生年金保険の適用事業所ではないが、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録から、同社F支店（所在地は、G市）が、申立期間②において適用事業所であったことが確認できる。

また、時期は申立期間②とは異なるが、申立人が名前を挙げた同僚二人のB社C支社及び同社F支店における厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、同社C支社が初めて厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年3月から当該事業所で厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚二人も、「申立人はB社C支社に所属する同社の先輩社員であった。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立期間②において、申立人が同社F支店（又は同社C支社）に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、上述のとおり、申立期間②において、申立人の主張するB社C支社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険の適用事業所であった同社F支店については、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同名簿において申立期間②における健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、B社F支店及び同社C支社は既に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっており、同社C支社が厚生年金保険の適用事業所に初めて該当することとなった当時の事業主、及

び同社F支店の申立期間当時の事業主は連絡先が不明であるため、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、B社C支社が厚生年金保険を適用された昭和29年3月に資格を取得している同僚の一人は、「申立人と出会った昭和27年ごろは、H地域一円の施設はB社C支社の管轄下であり、申立人はC支社に所属して施設に派遣されていたはずで、自分が入社するずいぶん前からそうだったと思う。給料もC支社から出ていたはずで、自分もそうだった。施設だけで働く人は各施設の採用で、自分たちとは違っていた。」と供述しており、別の同僚一人も、「会社が厚生年金保険に加入したのは自分が入社した昭和29年ごろで、それまでは事務所はGにあり、小規模な事業所だった。」との供述が得られている上、申立期間②において、同社F支店に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、申立人の記憶は無く、厚生年金保険の適用に関する情報についての供述も得られない。

なお、B社C支社は、事業所名称の類似性や、厚生年金保険の適用及び喪失年月日からみて、同社F支店を承継した事業所と考えられるものの、同支社の従業員のなかには同支店での厚生年金保険被保険者記録を有していない者も見られ、両事業所間における業務承継の詳細は分からない。

- 3 申立期間③について、申立人はD社の所在地を具体的に記憶しており、事業所の人数や、仕事の内容の記憶が具体的であることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がD社に勤務していた可能性はうかがわれる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間③において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間③における健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人はD社に勤めていた者は20人ぐらいと記憶しているとするものの、社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立期間③当時の被保険者数は4人から6人で推移しており、当該事業所では、勤務していても厚生年金保険に加入していなかった従業員が多数いたものと推認され、申立人が名前を挙げた前任者は、申立期間③及びそれ以前においても、D社での厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、D社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も確認できないことから、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、申立てに係る事業所所在地とは異なるものの、申立人が記憶する事業所の名称が一致することから、申立人が勤務していた可能性がうかがわれるI社についても、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間③において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無い上、申立期間③当時の被保険者数は5人であることが確認できる。また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も確認できないことに加え、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認できた同僚は既に死亡しており、供述が得られた当該同僚の妻は、「夫はD社、I社の両事業所に勤務していた。申立人の記憶は無いが、支配人等の管理職は、B社の社員だった。」としている。

- 4 これまでに得られた同僚からの供述から判断すると、申立人がB社本社に所属していた可能性が認められるが、社会保険事務所が保管するB社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①、②及び③において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、B社は、当時の事情が分かる者はおらず、関係資料も残っていないと回答しており、当時の事情を確認することができない。

- 5 加えて、申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月から 36 年 4 月までの間の数か月  
(A社)  
② 昭和 43 年から 44 年まで  
(B社)  
③ 昭和 55 年から 59 年 6 月まで  
(C社D本社)  
④ 平成 3 年 1 月から同年 4 月まで  
(E社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社、B社、C社D本社及びE社に勤務していた期間が、厚生年金保険の加入期間から漏れていた。

元妻が当時の給料明細書に厚生年金保険料が控除されていたと言っていたのを記憶しているので、すべての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務したと主張しているA社については、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人は事業主の名字しか記憶しておらず、同僚等の氏名は記憶していないために、特定することができず、事業主及び同僚から当時の事情を聴取することができない。

なお、申立てに係るA社については、事業所所在地が現在のF市G区であったと申し立てているが、現在の同市H区に所在し、事業所名称が類似

する上、代表者の名字が、申立人の記憶するA社代表者の名字と一致するI社が、申立期間①後の昭和37年11月1日から45年1月1日までの間に厚生年金保険の適用事業所であることが確認できるものの、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主とは連絡がとれず、被保険者名簿から名前が確認できた同僚二人から聴取しても、一人が申立人の名前について聞いたことがあるような気がするものと供述しているものの、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の適用に関する具体的な供述は得られない。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務していたと主張しているB社については、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人は、事業主、同僚等の氏名を記憶していないため、事業主及び同僚を特定することができず、これらの者から当時の事情を聴取することができない。

- 3 申立期間③について、申立人が名前を挙げた同僚一人及び被保険者名簿から名前が確認できた同僚二人が、申立人がC社D本社に勤務していたことを供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務したことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった期間内において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において、当該期間内における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、C社D本社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び役員の所在は不明であり、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「当該事業所では厚生年金保険と国民年金のどちらに加入するかについて従業員各自の判断に委ねられていた。」と供述しており、被保険者名簿から名前が確認できた同僚の一人は、「同事業所が解散する時、税理士から正社員であれば失業保険が給付されると聞いた。事業所には正社員の外に嘱託職員もいた。」と供述しているところ、申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

なお、社会保険事務所の記録によれば、申立期間③において、申立人が、国民年金保険料の免除を受けていたことが確認できる。

- 4 申立期間④について、申立期間③のC社D本社の同僚が、申立人から「E社に勤務したことがあるとの話を聞いたことがある。」と供述していることから判断すると、申立人が、当該事業所に勤務していた可能性がうかがわれる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった期間において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において、当該期間内における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、E社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在は不明であり、被保険者名簿から名前が確認できた同僚からも厚生年金保険の適用状況等に関する供述は得られず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、社会保険事務所の記録によれば、申立期間④において、申立人が、国民年金保険料の免除を受けていることが確認できる。

- 5 さらに、すべての申立期間についての申立人の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>で、公共職業安定所の記録によれば、データが保管されていない申立期間①を除き、雇用保険被保険者記録も確認できない。

加えて、申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年12月ごろから20年8月ごろまで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に在籍した時の記録が無いとのことだった。  
証明できるものは皆無であるが、勤務していたのは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時の勤務状況を具体的に供述しており、また、当該供述内容が申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者記録を有する同僚の供述と一致している上、申立人が名前を挙げた同僚の一人が当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録では、A社は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は連絡先が不明である上、関連事業所と考えられるB社では、申立期間当時の資料は空襲で焼失したと説明しており、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から名前が確認できる同僚についても、聴取できた上記同僚一人からは、厚生年金保険の適用に関する情報についての供述は得られず、当該同僚以外の者については連絡先が確認できないなどにより、当時の事情を聴取することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、社会保険事務所の記録によれば、申立期間後の昭和 20 年 11 月 1 日から 21 年 1 月 16 日までの期間について、申立人のものである可能性が極めて高いと考えられる、申立てに係る A 社が商号変更した C 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月1日から44年3月31日まで

A社には昭和44年3月末まで勤め、その後、B社の代表として会社を設立した。その間は1日も休まず働いていたので、社会保険にも加入しているはずである。

しかし、昭和43年2月から44年3月までの厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた3人全員の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる上、同僚一人から得られた供述から判断すると、申立期間において、申立人がA社若しくはB社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和43年2月1日、B社における同取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日である44年4月1日と記録されており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、A社の同名簿では、健康保険被保険者証が返納された記録が確認でき、申立期間中も被保険者であれば記載される同年10月の標準報酬月額の時決定の記録も無い。

また、A社の上記被保険者名簿の記載内容は、同事業所が厚生年金保険の被保険者資格の得喪届等を的確に行っていることをうかがわせる内容となっており、申立人についても、社会保険事務所の記録どおりに資格喪失手続が行われたものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間において、A社の実質的な事業主であり、健康保険厚生年金保険の手續内容全般を知りうる立場であったと自ら供述している。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和44年4月に、B社は平成7年10月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、関係資料は残されていないことから、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月から 41 年 4 月まで  
(A社)  
② 昭和 41 年 5 月 9 日から 42 年 3 月 12 日まで  
(B社)  
③ 昭和 49 年 7 月 1 日から同年 12 月まで  
(A社)  
④ 昭和 51 年 10 月から 52 年 12 月まで  
(A社)

申立期間①については、昭和 38 年 6 月ごろ、C氏ほか二人と一緒にA社に入社し、国の機関等への建設資材の納入や資材運送等の仕事をしていた。

申立期間③及び④については、昭和 41 年 4 月にA社をいったん退社したが、同社から、情報の収集業務を依頼されたことにより、49 年 2 月に再入社し、52 年 12 月まで継続して勤務した。

当時、女性事務員から年金手帳を受け取った記憶があり、当該事業所は、多数の社員を擁し大規模工事の資材納入等をしていたので、社会保険等が無かったとは考えられない。

また、申立期間②については、B社に勤務していた期間であり、仕事内容はトラック運転手で、勤務時間は決まっておらず、走行距離に応じて給料をもらっていた。

これらの期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、③及び④については、申立人は、昭和 38 年 6 月ごろに同僚

3人と一緒にA社に入社し、41年4月に一度退社した後、49年2月に再度入社し、52年12月まで継続して勤務したと申し立てているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、申立期間において同名簿の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い

一方、申立人が一緒に入社したとする同僚3人のうち二人は、昭和39年5月1日、他の一人は40年5月1日に、それぞれA社の関連会社であるD社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが社会保険事務所の保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる上、同名簿において、申立期間③直前の49年2月1日から同年7月1日までの期間の申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が申立期間①、③及び④において勤務したと主張する事業所は同社であったと推定できるものの、申立期間①、③及び④における同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は確認できず、当該期間における同名簿の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間①、③及び④における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、E市F区の記録によると、申立人は申立期間①と一部が重複する昭和40年12月28日から42年5月1日までの期間、及び申立期間④と一部が重複する52年3月24日から54年7月23日までの期間において生活保護を受けていることが確認できることから、申立人が当該期間において厚生年金保険の被保険者であった可能性は低いものと考えられる。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、D社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡している上、当時、当該事業所に勤務していた同僚で協力の得られた6人から聴取したところ、うち4人が申立人のことは記憶しておらず、他の二人は申立人のことは記憶しているものの、そのうちの一人で申立期間①当時の事務担当者は、「当時、D社に勤務する社員は全員厚生年金保険に加入していたが、申立人は社員であったC氏の下で運転手をしていたことから、同社の社員ではなかったのではないか。」と供述しており、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険控除の事実について確認することができない。

2 申立期間②については、雇用保険加入記録により、申立人がB社G支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB社G支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認で

きず、一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、E市F区の記録によると、申立人は申立期間②と重複する昭和40年12月28日から42年5月1日までの期間について生活保護を受けていることが確認できることから、申立人が当該期間において厚生年金保険の被保険者であった可能性は低いものと考えられる。

さらに、B社G支店は、「当時の記録は残っておらず、申立てに関する事実については不明である。」と回答している上、当時の同僚のうち、連絡先が判明した5人について照会し、協力が得られた3人から聴取したところ、全員が申立人を記憶していないと供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 加えて、申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年6月11日から34年1月1日まで  
② 昭和34年6月3日から36年12月13日まで

A協同組合に勤めていた申立期間について、脱退手当金が支給済みとされていた。脱退手当金の支給を受けた記憶は無く、納得がいかないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA協同組合における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給決定されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするとされていることから、申立人に対する脱退手当金は、申立期間①及び②の被保険者期間を基礎として計算されており、申立期間②に係る資格喪失日から約3か月後の昭和37年2月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していたA協同組合における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている昭和28年9月から43年8月までに資格を取得した女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である36年12月13日の前後に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金が支給された者5人について社会保険庁の脱退手当金支給記録を確認したところ、うち4人は資格喪失の約3か月から8か月後に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも同名簿に脱退手当金が支給決定されたことを意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、申立人が勤務していたA協同組合における当時の同僚で事務を担当していた者への調査の結果、「退職時に、事業所から脱退手当金制度に関する



る説明は行っていないが、当時退職した女性社員のほとんどが脱退手当金を受給しており、また、脱退手当金の請求手続は個人で行っていたと思う。」と供述しているほか、脱退手当金を受給したと供述している別の同僚も「脱退手当金の請求手続は自分で行った。」としていることを勘案すると、脱退手当金の請求手続を被保険者自ら行っていたものと考えられる。

なお、社会保険庁の記録によれば、申立人は申立期間より前に、当該事業所の前身の事業所であるB社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、当該事業所を退職した後に当該期間に係る脱退手当金を受給していることが確認できる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月から同年 10 月ごろまで  
② 昭和 39 年 10 月から 41 年 6 月まで  
③ 昭和 42 年 5 月ごろから 44 年 9 月ごろまで

厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、昭和 39 年 7 月から同年 10 月ごろまで勤務した A 社、同年 10 月から 41 年 6 月まで勤務した B 社、42 年 5 月ごろから 44 年 9 月ごろまで勤務した C 社について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

それぞれ勤務した期間は定かではないが、勤務していたことは間違いない。申立期間を厚生年金の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、A 社は昭和 42 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所としての記録は確認できない。

また、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の所在も不明である上、申立人が同僚の名前を記憶していないことなどから、同僚からも供述を得ることができず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

2 申立期間②及び③については、社会保険事務所が保管する B 社及び C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、雇用保険記録においても、当該期間に係るB社及びC社における申立人の記録は確認できない。さらに、事業主（申立期間③については元事業主）に照会した結果、それぞれ、当時の人事記録等の資料は保管されておらず、厚生年金保険料控除の事実及び資格取得届出の有無については不明としている。

さらに、申立人の申立期間を含む期間において、B社及びC社において厚生年金保険の被保険者資格を有する同僚に、申立人の勤務実態について照会したところ、B社に勤務していた二人、C社に勤務していた5人から回答を得られたものの、全員が、申立人が勤務していたことの記憶が無いとしている上、両申立期間における厚生年金保険の適用状況に関する有力な供述を得ることはできず、当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

- 3 申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月から 33 年 5 月まで

A社に勤務していた当時の同僚であるB氏が厚生年金保険の被保険者になっていることから、私も厚生年金保険の被保険者であったはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所の保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できるとともに、当該同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険証の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、A社で申立人が「ほんの少し勤めて退職した。」、「勤務期間が短い予定の人は厚生年金保険に入れなかったのではなか。」と供述しているとともに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録がある他の同僚から聴取した結果、当該同僚が名前を挙げた者のうちに同名簿で記録を確認できない者が認められること、及び複数の同僚からは、当時、「社長も含めおおよそ 15 名程度の従業員数」との供述が得られるのに対し、申立期間における厚生年金保険の被保険者数の平均が 11 人であることからみて、当該事業所は、当時従業員について一律に、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったと考えられる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業所も解散し、当時の事業主の存否も不明で供述を得ることができず、当時の事務担当責任者は既に死亡しているほか、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある同僚に聴取しても、厚生年金保険の適用に関する有力な情報は得られないことから、当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 23 日から 34 年 5 月 19 日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していたことになっていた。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者名簿に記載された標準報酬月額を基に計算され、当該支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和34年12月12日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、「A」から申立人の改製原戸籍の氏名と同じ「B」へと昭和34年12月3日に変更されていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年12月12日に支給決定されていることを踏まえると、申立人自らの脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、資格喪失日当時は、通算年金制度創設前である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 784

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から24年4月まで

夫、私の母及び知人と一緒に申立事業所で働いたが、私だけが厚生年金保険の加入記録が無い。

当時の申立事業所を管轄していた社会保険事務所は火災に遭って、関係書類が焼失し、その後、厚生年金保険の資料は、各事業所に聞き取り等で復元したと聞いているが、その時に調査漏れが生じたのではないのか。

再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA鉱業所B炭鉱における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できるとともに、当該同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿では、申立人の記録は確認できない。

また、申立人は、当時庶務の業務に従事していたとするが、選炭業務に従事していた申立人の母親や石炭の貨車積込を担当していた女子従業員に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者があり、一方、申立人が名前を挙げた女性の同僚のうち、事務を担当していたとする者については、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記録を確認することができないことから勘案すると、当時、事業主は、女子事務従業員につ

いては厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった可能性が考えられる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A鉱業所B炭鉱は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業所も既に解散し、当時の事業主の存否も不明で供述を得ることができず、当時の人事事務担当責任者は既に死亡しているほか、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある同僚に聴取しても、厚生年金保険の適用に関する有力な情報は得られないことから、当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月1日から21年4月1日まで  
② 昭和21年6月24日から22年7月1日まで

A社とB営団C事務所に勤務した間にD社で勤めていた。同社には、現在のE市F区にあった公共職業安定所の紹介で、面接、筆記試験を受けて採用された。

事務所は現在のE市GにあるH銀行本店の場所にあり、契約関係等の業務を担当しており、E市の祭りを昼休みに同僚と見物したことや、先輩のIさんとJ市内にある事務所に苦労して通勤したことなどの記憶がある。

D社に係る2か月程度の厚生年金保険の被保険者期間の記録が判明したが、そのような短期間の勤務ではないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録及び旧台帳（厚生年金保険被保険者台帳）から、申立人が昭和21年4月1日から同年6月24日までD社K支社L分局に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、D社K支社（現在は、D社M支社。）及び同支社L分局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が当該事業所に勤務し始めたとする昭和20年10月1日から申立人の被保険者記録が確認される21年4月1日までの間には欠番が無い上、D社M支社には申立期間に係る人事記録等が無く、申立期間①及び②について申立人が名前を挙げる同僚などからも、申立人が申立期間において勤務していたとの供述は得られず、当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年3月24日から同年7月8日まで  
(A農業會B支所)  
② 昭和20年7月8日から同年10月15日まで  
(C農業團D支部)  
③ 昭和20年10月15日から21年4月1日まで  
(E農業會F支部)

昭和15年10月にG農會に就職し、戦争中及び戦後において、組織の再編(G農會からA農業會、C農業團、E農業會と変遷。)と転勤(A農業會からA農業會B支所に転勤)はあったが、継続して22年9月まで勤務していたことは間違いないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した辞令及び履歴書により、申立人が昭和15年10月23日にG農會に就職し、18年9月30日からA農業會(G農會を改称。)、20年3月23日にA農業會B支所に転勤し、さらに同年7月8日からC農業團D支部(A農業會を改称。)、同年10月15日から22年9月29日までE農業會F支部(C農業團を改称。)に勤務したことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、A農業會B支所及びC農業團D支部は、厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認できないとともに、E農業會F支部が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和21年4月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、E農業會F支部に勤務した者からは、期間の特定はできないが申立人が勤務していたことの供述を得られるものの、申立人が名前を挙げた同僚は、

いずれも死亡しており、事情を聴取することができず、申立人と同時期にA農業會B支所に勤務した上司及び同僚については、A農業會B支所で継続して勤務した者、及びA農業會からA農業會B支所に転勤した者のいずれも、申立人と同様に、申立期間について、厚生年金保険の記録を確認することができず、昭和21年4月1日にE農業會F支部において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人は、厚生年金保険料の控除についての記憶が無い。

加えて、申立てに係る事業所は、いずれも、昭和22年12月15日に関係法律が廃止されたことに伴い、事業所は解散しているため、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 9 月 6 日まで  
(A社)  
② 昭和 56 年 4 月から 57 年 2 月 1 日まで  
(B社)

昭和 52 年 4 月から同年 9 月まで、A社で勤務していたことは間違いなく、B社（現在は、C社。）では、1年以上勤務していたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、勤務内容や同僚名などの具体的な説明及び雇用保険の記録から判断すると、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下、「被保険者名簿」という。）には、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は無い上、申立期間において、健康保険の整理番号にも欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、同時期に勤務していたとして申立人が名前を挙げる同僚の二人は、被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者としての記録を確認することができず、当該事業所においては、従業員の一部について、厚生年金保険の資格取得の的行わなかった可能性が認められる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、厚生年金保険料の控除についての具体的な記憶も無い。

加えて、申立人が同時期に勤務していたとして名前を挙げた同僚で、厚生年金保険の被保険者の記録を有する者は死亡等により連絡が取れず、同時期に勤務していた者に聴取しても、申立人を記憶していないとの供述しか得られない上、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和 58 年 11

月 15 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、当時の事業主は既に死亡していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、同時期に勤務した者からは、申立人の退職日に関して、事業所との交渉により、同日付けで退職した者が数名いたとの供述を得ている。

2 申立期間②については、申立人及び同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が B 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時に社会保険事務所に提出したもので、当該事業所が現在保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控え及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人は「昭和 57 年 2 月 1 日資格取得、同年 5 月 20 日資格喪失（同年 5 月 19 日退職）」と記録されており、申立期間における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、公共職業安定所が保管する雇用保険記録では、申立人の当該事業所における資格取得は昭和 57 年 2 月 1 日、離職は同年 5 月 19 日とされており、厚生年金保険の被保険者期間の記録と一致する。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする同僚の一部の者は、申立人が在籍したと主張する期間において、厚生年金保険の被保険者となっておらず、また、被保険者名簿には、資格取得日を遡及して訂正している者が確認できることから、当時、当該事業所においては、勤務期間の一部について、厚生年金保険の資格取得のしるしを行わなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、厚生年金保険料の控除についての具体的な記憶も無い。

なお、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所として現在も存続しているものの、上記資料以外の人事記録等を保管していないとしていることから、当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない上、事業主は、「当時、社会保険関係の事務は社会保険労務士に委託していたため、詳細は分からない。」と回答しており、また、当該社会保険労務士は既に死亡しているため、事情を聴取することができない。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月から 35 年 7 月 6 日まで  
② 昭和 42 年 8 月から 51 年 9 月まで  
③ 昭和 58 年 1 月から同年 8 月まで  
④ 平成 11 年ごろ

申立期間①については、A社（現在は、B社。）において本工として勤務していたが、社会保険事務所の記録では、昭和 35 年 7 月からとされている。私は本工で入社したので、厚生年金保険に加入していないはずはない。

申立期間②については、C社（昭和 47 年 1 月 28 日からD社。）で班長として勤務しており、現場責任者である班長であったのに厚生年金保険に加入していないはずはない。

申立期間③については、昭和 58 年 1 月から同年 8 月までE社（現在は、F社。）にて勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間④については、G社に営業部長として在職していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

2 申立期間①については、申立人が記憶している同僚二人のうち一人については同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下、「被保険者名簿」という。）において被保険者記録が確認できず、もう一人については連絡先が不明であり、同時期に勤務していたと考えられる同僚に聴取

しても、一人から「申立人と同じ姓の者がいたと思うが、勤務していた時期については分からない。」という供述が得られるのみで、申立期間に係る勤務実態が確認できない上、同事業所が提出した同事業所の管理する厚生年金保険被保険者台帳の写しには、申立人の資格取得日が昭和 35 年 7 月 6 日、資格喪失日が同年 10 月 21 日と記載されており、社会保険事務所の記録と一致する。

また、当時の労務事務担当者は、「途中採用される者は、工員の場合約 6 か月の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

- 3 申立期間②については、公共職業安定所の記録及び事業主が申立人を記憶していることから、C社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する同事業所に係る被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、同名簿において、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が記憶している同僚 10 人のうち、申立人の部下であったとする 4 人を含む 5 人については、同事業所に係る被保険者名簿において被保険者記録が確認できず、4 人は既に死亡しており、残る一人も連絡先が不明で聴取することができない上、同時期に勤務していたとみられる同僚に聴取しても、申立人を知っているとする者は無く、当時の事業主の親族は、「申立人は、正社員ではなく、申立人への給与は外注費として支払っていたと聞いていた。」と回答している。

なお、申立期間を含む昭和 38 年 5 月から 58 年 3 月までの期間について、申立人は、国民年金の申請免除期間とされていることが確認でき、また、申立人は、国民年金の免除申請は 1 度しかした記憶が無いと主張しているが、H市は、被保険者本人の申請が無いのに、国民年金保険料を免除扱いにした事例は把握していないと回答している。

- 4 申立期間③については、公共職業安定所の記録により、申立人が申立期間についてE社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する同事業所に係る被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、同名簿において、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は、当時の同僚の名前を記憶していない上、申立期間において勤務していたとみられる同僚に聴取しても、申立人を知っていると供述は得られず、同僚の一人は「試用期間が 2、3 か月あった。」と供述してい



る。

さらに、F社は、「E社の業務を引き継いでいるが、役員も異なる別会社であり、根拠となる資料も無く、当時のことは不明である。」と回答しており、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認することができない。

なお、申立期間③のうち昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間について、申立人は、国民年金の申請免除期間とされていることが確認できる。

- 5 申立期間④については、事業主の供述により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がG社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、当時の同僚の名前を記憶していない上、申立期間において勤務していた同僚には連絡が取れないため、同僚からの供述は得られない。

また、事業主は、「申立人は、平成 2 年か 3 年ごろ勤務していたと思う。肩書きは部長であったが、正社員ではなく、社会保険はかけていなかった。また、当時の資料は無い。」と供述している。

なお、H市が保管する国民健康保険の記録から、申立人が昭和 59 年 8 月 1 日から平成 14 年 9 月 23 日まで国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

- 6 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 1 月 16 日から同年 5 月まで  
(A 炭礦)  
② 昭和 18 年 11 月から 19 年 8 月 2 日まで  
(B 炭礦)

平成 19 年 9 月 25 日に社会保険事務所に年金記録の照会をしたところ、外地で勤務した A 炭礦は適用事業所でなく、B 炭礦（社会保険庁のオンライン記録では、「C 社 B 炭礦」。）は名簿に記録が無いとの回答をもらった。両炭礦とも、勤務していたことは間違いなく、B 炭礦に勤務したときは、給与から年金保険料が控除されていた記憶があるので、労働者年金保険、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、勤務した内容及び同僚名などの説明は具体的であり、また、申立人が名前を挙げた同僚の妻から、同僚が A 炭礦に勤務していたとの供述が得られることから判断すると、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 炭礦は、外地に存在していた D 社が出資した E 社と推測されるが、労働者年金保険の適用事業所としての記録は無く、労働者年金保険法が適用される区域は「内地」である現在の日本国内であり、「外地」に設立された当該事業所については、労働者年金保険法の適用が無く、適用事業所ではなかったものと判断できる。

2 申立期間②については、申立人の入退社時の事情や勤務の実態に関する供述、及び申立人が名前を挙げた上司、同僚の名前が、社会保険事務所が保

管する厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿（以下、「払出簿」という。）に記載されていることから判断して、期間の特定はできないものの、申立人がB炭礦に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無く、払出簿でも申立人の記録を確認することができない。また、当該事業所が、適用事業所に該当しなくなった時点で社会保険事務所に提出した当該事業所作成の被保険者名簿及び氏名索引簿においても、申立人の記録が確認できない。

また、申立人が上司、同僚として名前を挙げた者は、これらの名簿において複数を確認することができるものの、いずれも死亡等により事情を聴取することができず、申立人と同時期に入社したと思われる者に照会しても、いずれも申立人を記憶していないとの回答しか得られない。

さらに、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事情の説明は具体的であるものの、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

加えて、B炭礦は、昭和 39 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、38 年 3 月 22 日に閉山（申立人が勤務したとするF坑は、29 年 9 月 14 日に閉鎖、同年 10 月 5 日に閉山）していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 16 日まで  
年金の手続のため年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したこととされていた。しかし、私には脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社 B 支店は、脱退手当金の代行請求について、「本社における事務取扱いに、代行請求手続の定めが無いこと。また、当時の事務担当者も代行手続を行った記憶が無いこと。厚生年金保険被保険者証は、退職時に本人に返付をしており、脱退手当金受給時（退職後）に同被保険者証の提示が必要とされる際は、ご本人のお手元にあったと考えられること。」から「行っていない。」と回答している。

しかしながら、A 社 B 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の最初のページから申立人の記録があるページまで、及び申立人から後の 26 人分の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下、「被保険者原票」という。）に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 4 月の前後 4 年以内に資格喪失した者 16 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、11 人について脱退手当金を受給した記録が確認でき、9 人については資格喪失日の約 1 か月から 3 か月後に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころとなっているほか、当時退職する女性は事業所から脱退手当金の説明を受け、脱退手当金の請求手続は、総務の事務担当者が代行してくれ受給していたと申立人の同僚が供述していることなどを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による

代理請求がなされた可能性を否定できない。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額は、法定支給額とおおむね一致しており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年5月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年11月1日から30年5月25日まで  
② 昭和30年10月10日から32年6月ごろまで  
③ 昭和32年9月27日から34年9月ごろまで

A社B鉱業所の厚生年金保険記録について、社会保険事務所の記録では昭和30年5月25日から同年10月10日までの記録しかないが、私は29年ごろから32年6月ごろまで勤務していたので、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった29年11月1日以降の申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、C社の厚生年金保険記録について、社会保険事務所の記録では、昭和32年7月2日から同年9月27日までの記録しかないが、私は34年9月ごろまで勤めていたので、申立期間③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の同僚の供述からは勤務の実態を推認することができないが、申立期間②については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下、「被保険者名簿」という。）に記録がある同僚の供述から判断して、勤務期間の特定はできないものの、申立人が勤務していた可能性をうかがうことができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社B鉱業所に係る被保険者名簿には、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が昭和30年5月25日、資格喪失年月日が同年10月10日、資格喪失確認年月日が同年11月12日と記載されていることが確認できる。

また、同被保険者名簿の申立人に係る「標準報酬等級並に適用年月日」

欄には、定時決定について、昭和 30 年 10 月までの記録は確認できるが、31 年以降の記録は無い上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿には、A 社 B 鉱業所に係る申立人の被保険者資格取得年月日が 30 年 5 月 25 日と記載されている。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A 社 B 鉱業所は昭和 39 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の人事記録及び賃金台帳等の資料は無く、当時の勤務実態及び事業主による給与からの厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 2 申立期間③については、被保険者名簿に記録のある複数の同僚から聴取しても、いずれも申立人に記憶が無いとしており、申立人が当該期間において C 社に勤務していたことが確認できない。

また、社会保険事務所が保管する C 社の被保険者名簿には、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が昭和 32 年 7 月 2 日、資格喪失年月日が同年 9 月 27 日、資格喪失確認年月日が同年 10 月 21 日と記載されている上、同被保険者名簿の申立人に係る「標準報酬等級並に適用年月日」欄には、定時決定の記録が無い。

さらに、C 社は、平成 17 年 7 月 27 日に地方裁判所の特別清算終結の決定が確定し、既に廃業しており、当時の人事記録及び賃金台帳等の資料は無く、当時の勤務実態及び事業主による給与からの厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立人は、申立期間①、②及び③における保険料の控除について、「当時は年金のことは頭に無く、給与からの厚生年金保険料等が控除されていた記憶は無く、そのころは病院に行ったことが無いので、健康保険被保険者証を持っていた記憶も無い。」と供述している。

- 4 このほか、申立人は、すべての申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月から 46 年 5 月まで  
② 昭和 52 年 5 月から 55 年 5 月まで

申立期間①については、社名はよく記憶していないが、A区にあった「加工」又は「加工工場」で、「B」という字が入っていた工場に勤務していた。

また、申立期間②については、何区にあったかは思い出せないが、社名に「C」と「D」が入っていた事業所で現場作業に従事していた。

これら事業所に勤務していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたと主張している事業所については、事業所名の特定はできないものの、社会保険事務所の記録によれば、申立期間当時、A区に所在していたE社が厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会することができない上、当時、同事業所に勤務していた従業員の供述を得ることができ



ず、このほか供述を得られる申立人の同僚もいないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務していたと主張している事業所については、事業所名の特定はできないものの、社会保険事務所の記録によれば、申立期間当時、F区に所在していたG社が厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所では、「当時の関係資料等は保存しておらず、申立ての事実については確認できない。」と回答している上、当時、同事業所に勤務していた従業員の供述を得ることができず、このほか供述を得られる申立人の同僚もいないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 加えて、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 12 月から 28 年 1 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 鉱業所に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であり、当時の同僚の名前も記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の義妹が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が A 鉱業所における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、社会保険事務所が保管する申立期間における厚生年金保険記号番号払出簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得記録は確認できない。

また、社会保険事務所では、「厚生年金保険記号番号払出簿の事業所名称欄に『A 鉱業所』との記載がある被保険者記録があることは確認しているが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所記号についての記録が確認できないことから、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない。」と回答している。

さらに、当時の事業主の連絡先が不明であり照会することができない上、申立人が名前を挙げた同僚は、申立人の問い合わせに対し、「お申越しの厚生

年金の件につきましては遠い昔の事にて記憶ございません。」と回答しており、当該事業所に勤務していた申立人の同僚は、「私の場合、厚生年金保険記号番号払出簿の記録から被保険者記録の確認を受けたが、申立人に係る記憶はあるものの、厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 12 日から 40 年 1 月 1 日まで

昭和 38 年 11 月 12 日にA社に入社しているが、厚生年金保険の加入記録は 40 年 1 月 1 日からとなっており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

当時のA社における職歴表、同社が発行した在籍証明書もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、A社における職歴表及び同社が発行した  
在籍証明書から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社B支店現場作業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 40 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、適用事業所の名称が類似しているA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社B支店では、申立人に係る社会保険関係資料等は保存していないと回答している上、当該事業所に勤務していた申立人の同僚5人に聴取したところ、二人が、「申立人が現業員として勤務していた記憶はあるが、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述するほか、3人がそれぞれ、「申立人に係る記憶は無いが、現業員は現場ごとに採用される臨時職員であり、私自身も臨時職員として入社し、約1年後に厚生年金保険

が適用される正規の社員になった。」、「申立人に係る記憶は無いが、私は臨時職員として入社し、その後、厚生年金保険が適用される正規の社員になった。」、「申立人に係る記憶は無く、現業員の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月7日から23年3月まで  
② 昭和27年1月から同年12月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A鉱業所において勤務していた両申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

当時、一緒に働いていた同僚には厚生年金保険の被保険者記録があり、自分だけ被保険者記録が無いのは納得できないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA鉱業所における同僚として名前を挙げた者5人のうち二人の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿又は厚生年金保険記号番号払出簿により確認できること、及び当該同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の両申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿においても、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主等の連絡先が不明であり照会することができない上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、「当時、

申立人が勤務していた記憶はあるが、労働者の中には、賃金が日払いの臨時雇用の者もいた。」と供述しており、また、申立人が同事業所における同僚として名前を挙げた者5人のうち3人の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

なお、申立人が当該事業所から交付されたとする厚生年金保険被保険者証の資格取得年月日の欄には昭和23年4月1日との記載があり、社会保険事務所の記録において申立人が初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年3月1日から同年9月1日まで  
② 昭和63年10月1日から平成3年6月1日まで  
③ 平成3年11月1日から9年3月24日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和61年3月に標準報酬月額が38万円から19万円に下がっているなど、申立期間における標準報酬月額が38万円より低くなっているとの回答があった。A社の事業主として、役員報酬を引き下げた記憶は無く、当時の書類は残っていないが、年金記録に誤りがあると思われるので、確認して訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立内容を確認できる資料も無い上、申立人は給与明細書等の給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料を所持していない。

一方、当該事業所の事業主は申立人であるが、役員の標準報酬月額を引き下げる場合には、社会保険事務所に事業所の取締役会議議事録を提出することとされていること、及び定時決定の際の標準報酬月額算定基礎届には、賃金台帳及び出勤簿の提示が求められていることから、事業主が関与せずに社会保険事務所が標準報酬月額の決定を行ったとは考え難い。

また、申立人の妻についても、申立期間当時、申立人同様に標準報酬月額が引き下げられているが、申立期間には標準報酬月額の随時改定及び定時決定が行われており、社会保険事務所が申立人及びその妻の記録を数度にわたり、



誤って記録するとは考え難い。

さらに、申立期間①に係る昭和 61 年 3 月の随時改定については、厚生年金保険被保険者名簿の記録が訂正されていないことから、さかのぼって標準報酬月額<sup>の</sup>訂正は行われておらず、社会保険庁のオンライン記録とも一致していること、また、申立期間②及び③に係る定時決定及び随時改定については、厚生年金保険被保険者名簿の作成は行われていないが、社会保険庁のオンライン記録では、標準報酬月額<sup>の</sup>遡及訂正の記録は確認できないことから、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

加えて、社会保険事務所の標準報酬月額算定基礎届及び標準報酬月額変更届の受付窓口と保険料徴収窓口は異っており、社会保険事務所は、事業主により届出がされ、そのまま記録された標準報酬月額に基づく保険料の納入の告知を行っている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年から 25 年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

当時の社長から誘われて入社し、実際の勤務場所はB市にあったA社ではなく、C郡D町にあった作業所であったが、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げたA社の事業主の名前及び同事業所の所在地が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿等により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であり照会できない上、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人に聴取したところ、いずれも、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述しており、うち一人は、「B市にあった工

場以外に、D町にも作業所があったことは記憶している。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、申立人が実際に勤務していたと主張しているD町の事業所については、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。